

○地方消費税交付金の使途

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税及び地方消費税の税率が平成26(2014)年4月1日より5%から8%に、令和元(2019)年10月1日より8%から10%に改定されました。

これに伴い、地方自治体の地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費【社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策に要する経費)】その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記されています。

刈谷市の決算における、地方消費税交付金及び社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和4年度 決算

【歳 入】

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 2,148,339 千円

【歳 出】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障に要する経費 14,562,288 千円

(単位：千円)

区分	全体事業費	地方消費税交付金 (社会保障財源化分) 充当額
少子化対策等に要する経費 【主なもの】 ・児童福祉全般に関すること ・保育園に関すること ・こども園に関すること ・児童館に関すること	5,447,901	803,716
高齢化対策等に要する経費 【主なもの】 ・高齢者福祉全般に関すること ・後期高齢者医療会計への繰出に関すること ・介護保険会計への繰出に関すること	3,348,932	494,060
社会福祉等に要する経費 【主なもの】 ・社会福祉全般に関すること ・心身障害者福祉に関すること ・福祉医療に関すること ・国民健康保険会計への繰出に関すること	3,714,432	547,981
健康対策等に要する経費 【主なもの】 ・保健衛生全般に関すること ・母子衛生に関すること ・成人保健に関すること ・予防に関すること	2,051,023	302,582
合 計	14,562,288	2,148,339